

一般財団法人観光まちづくり佐伯後援、共催及び協賛の承認に関する規程

(目的)

第1条 定款第51条に基づき、一般財団法人観光まちづくり佐伯（以下「法人」という。）の会員等が主催する展示会、講演会、発表会等の行事について、その主催者から法人による後援、共催又は協賛の申請があった場合における承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 行事の趣旨に賛同し、当該行事の実施について、経費の負担を伴わず、名義使用を許可する等外部的に支援すること
- (2) 共催 行事の企画又は運営への参加、予算で定める額の範囲内における経費の負担等、当該行事の実施について、他の団体と共同して責任の一部を分担することとし、理事会の決定をもって承認すること
- (3) 協賛 第三者が開催の主体となる行事について、その趣旨に賛同し、その行事への関与度合いの程度が大きい場合において協賛金等の費用負担を行うこととし、理事会の決定をもって承認すること

(後援承認の基準)

第3条 理事長は、行事の主催者から後援の申請があったときは、次に掲げる基準により審査の上、後援を承認することができる。

- (1) 主催者については、次に掲げるものであること
 - ア 法人の会員
 - イ 佐伯市若しくは佐伯市の委員会等
 - ウ 国、佐伯市以外の地方公共団体若しくはその機関又はそれらの連合体
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、主催者の存在及び基礎が明確で、行事遂行能力が十分であると判断される団体等
- (2) 行事については、その目的及び内容が佐伯市の観光及びまちづくりの発展に寄与することが明らかに認められること

(3) 行事に使用する設備等に関し、参加者の安全、衛生その他の必要な措置が講じられていること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められるものについては、理事長は、後援を承認しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 宗教的又は政治的目的を有するもの
- (3) 反社会的勢力によるもの

(申請の手続)

第4条 後援等の承認を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、後援等承認申請書(様式第1号)を原則として行事の開始10日前までに理事長に提出しなければならない。ただし、申請者が共催又は協賛の申請をする場合で法人の実質的な支援を要するときは、準備期間等を考慮した上で、これを早期に提出しなければならない。

(添付書類)

第5条 申請者は、前条に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付する。

- (1) 行事計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他法人が必要とする書類

(承認又は不承認の通知)

第6条 理事長は、前条に規定する申請があった場合は、後援等の承認又は不承認の決定をし、後援等の承認(不承認)について(通知)(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(承認の条件)

第7条 理事長は、前条に規定する後援等の承認の決定を行う場合は、必要に応じて次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 後援等の名義は、「一般財団法人観光まちづくり佐伯」とすること
- (2) 名義使用のみを認める場合は、法人が当該行事に要する経費を負担しないこと
- (3) 申請当時の行事計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること

(4) 事故防止、救護体制等について十分に留意すること

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

1. この規程は、令和6年5月28日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

後援等承認申請書

年 月 日

一般財団法人観光まちづくり佐伯
理事長 池邊 恭行 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名 (印)
(連絡先)

下記の行事について、後援等を承認されるよう申請します。

記

- 1 行事の名称
- 2 開催期日
- 3 開催場所
- 4 行事開催の趣旨
- 5 その他関係資料(別添)

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

一般財団法人観光まちづくり佐伯
理事長 池 邊 恭 行 印

後援等の承認(不承認)について(通知)

年 月 日付けで申請があった上記のことについては、下記のとおり承認(不承認)します。

記

(承認の場合)

- 1 行事の名称
- 2 開催期日
- 3 承認の条件

(不承認の場合)

- 1 不承認の理由